

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年2月17日
事業者の氏名又は名称	有限会社城南タクシー(法人番号6500002003481)(代表者 中矢憲良)
事業者の所在地	愛媛県松山市古川西3丁目5-22
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市古川西3丁目1057-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和元年10月4日、労働局と合同で監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)</p> <p>(2)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。